

平成26年度
テレワーク人口実態調査
－調査結果の概要－

平成27年3月

国土交通省 都市局
都市政策課 都市環境政策室

目 次

1. テレワーク人口実態調査の目的・定義	1
2. テレワーク人口実態調査の実施概要	
(1) 調査の概要	3
(2) テレワーカー数等の推計方法	4
3. テレワーク人口実態調査の結果	
(1) テレワーカー数・テレワーカー率	5
(2) テレワーカーの実態	12

1. テレワーク人口実態調査の目的・定義

○テレワーク人口実態調査の目的

- 本調査は、以下の観点でWEBを利用した実態調査を実施し、その結果について定量的データにより分析等を行うことを目的としている。
- ・ 継続的に把握してきた就業人口に占めるテレワーカー率やテレワーカー・非テレワーカーのテレワークに関する意識・実態などを調査
 - ・ 昨年度に新たに設定した「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)におけるKPI※¹の調査
 - ・ テレワーク実施・非実施日それぞれの生活実態などを調査

※¹ KPI: 重要業績評価指標 (Key Performance Indicator)

○調査の体制

- 調査にあたっては、有識者及びテレワーク関係府省※²で構成される「テレワーク人口実態調査検討会」(座長: 大西隆 日本学術会議会長・国立大学法人豊橋技術科学大学学長)において、調査項目、調査内容、調査票の設計及び調査分析結果について検討を行っている。

※² 内閣官房情報通信技術総合戦略室、内閣府男女共同参画局、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

2. テレワーク人口実態調査の目的・定義

○本調査における定義

■テレワーカー分類の定義

□広義テレワーカー

- 雇用者は、ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でICTを利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ICTを利用できる環境において仕事を行っている人。
- 自営業者は、ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でICTを利用している人。

□狭義テレワーカー

- ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でICTを利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ICTを利用できる環境において仕事を行う時間が1週間あたり8時間以上である人。

□在宅型テレワーカー

- 狭義テレワーカーのうち、自宅(自宅兼事務所を除く)でICTを利用できる環境において仕事を少しでも行っている(週1分以上)人。

■従業上の地位別(雇用・自営別)テレワーカーの定義(※)

□雇用型

- 会社・官公庁・団体や自営業主に雇われている人、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・幹事などの役員の人及び派遣社員、契約社員、嘱託、パート、アルバイトとして働いている人。

□自営型

- 個人経営の事業主の人、農家や個人商店などで、仕事を手伝っている家族の人及び家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人。

※総務省の「国勢調査」の「従業上の地位」に基づき分類

2. テレワーク人口実態調査の実施概要 (1)調査の概要

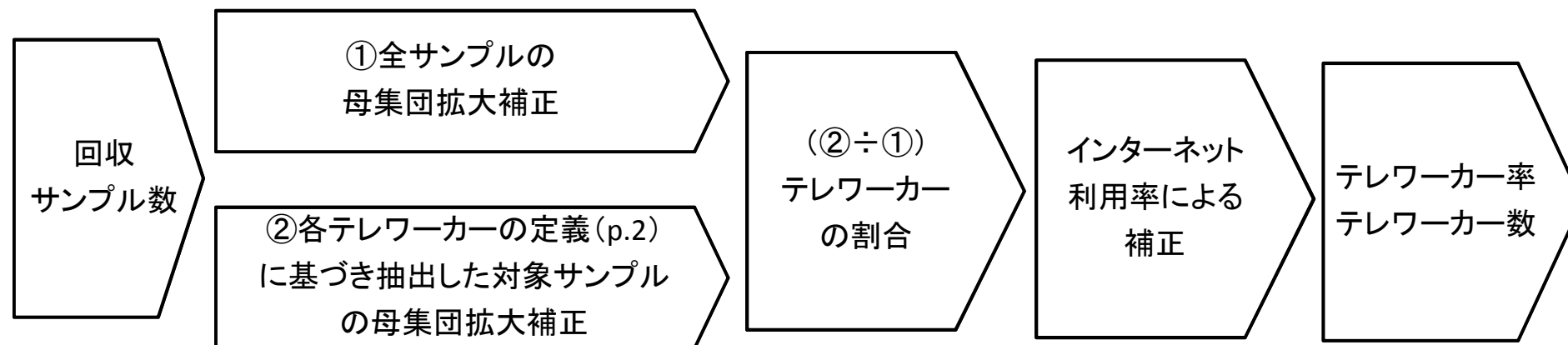
調査の種類		調査の概要	対象者	実施日	サンプル数
(1)	本調査 (web調査)	就業者を対象にテレワーカー率・テレワーカー数、テレワークに関する意識・実態等を把握	web調査の登録者のうち15歳以上の就業者からランダムに約1.5万人を抽出	2014年10月31日(金) ～11月2日(日)	8,250人
(2)	日記調査 (web調査)	週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカーを対象に、終日在宅勤務実施日と入社日の生活行動の違い等を把握	本調査実施者のうち、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカーに属する回答者のうち、272人を抽出	2014年11月21日(金) ～11月25日(火)	51人

2. テレワーク人口実態調査の実施概要 (2)テレワーカー数等の推計方法

○テレワーカー数等の推計方法

- (1)雇用型、自営型別、性別・年齢階層別に回収サンプルと「平成24年就業構造基本調査」(総務省)との比率で、サンプル数の母集団拡大補正を実施。(※1)
- (2)「平成25年通信利用動向調査」(総務省)における性別・年齢階層別インターネット利用率により、テレワーカー率(※2)・テレワーカー数を補正。

〈概念図〉



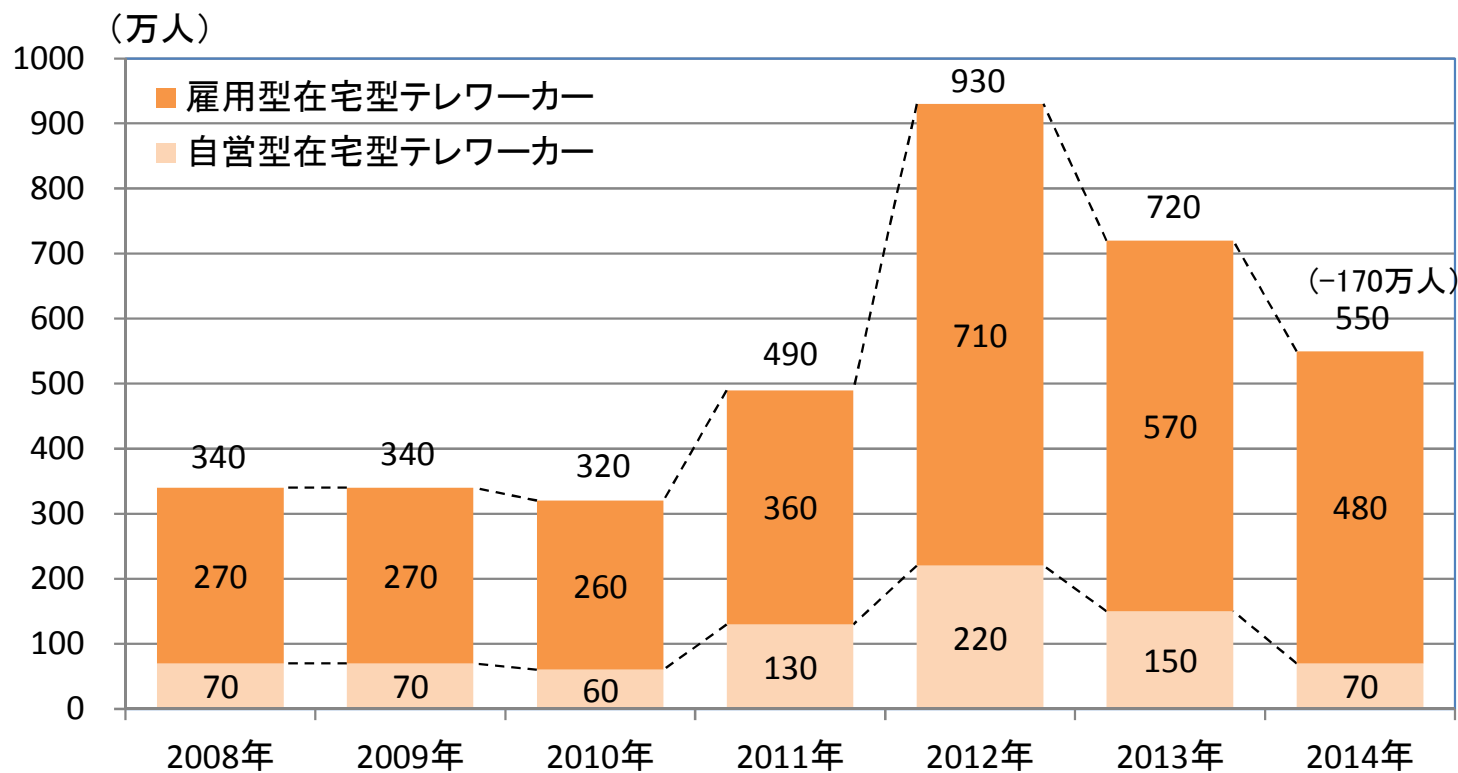
※1 最新の「就業構造基本調査」(総務省)をベースとし、毎年の就業人口の変動へ対応するため「労働力調査」(総務省)を活用して時点修正(平成26年10月時点)を行う。

※2 雇用型のテレワーカー率は全雇用者、自営型のテレワーカー率は全自営業主それぞれに占めるテレワーカーの割合であり、これらをまとめた全体のテレワーカー率は、全就業者に占めるテレワーカーの割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー数・テレワーカー率

1) 在宅型テレワーカー ①在宅型テレワーカー数

○在宅型テレワーカー数は2013年から約170万人減の約550万人となっている。

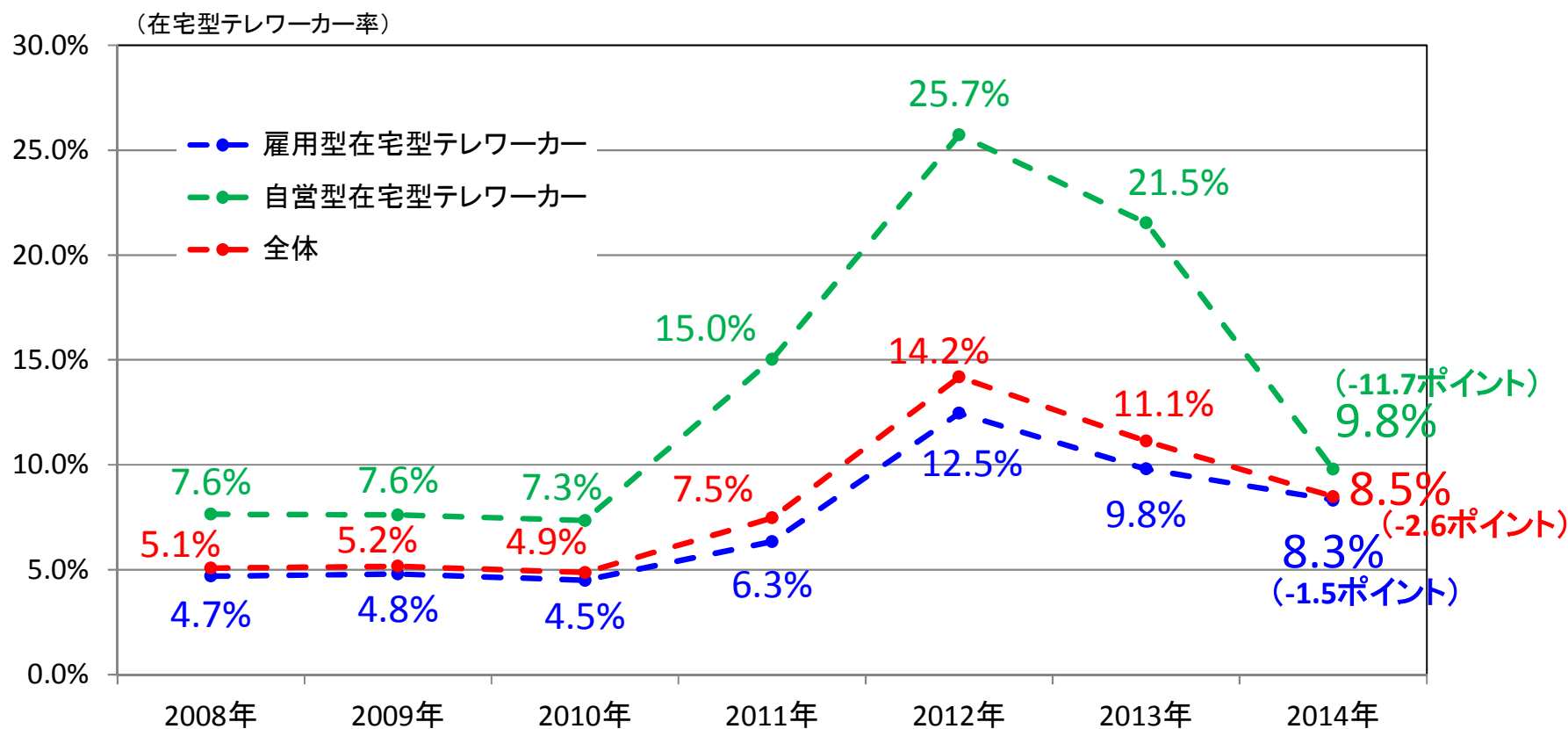


(注)・数字は10万人単位で丸めている。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー数・テレワーカー率

1) 在宅型テレワーカー ②在宅型テレワーカー率

- 在宅型テレワーカー率は2013年から2.6ポイント減の8.5%となっている。
- 雇用型、自営型ともに減少した。

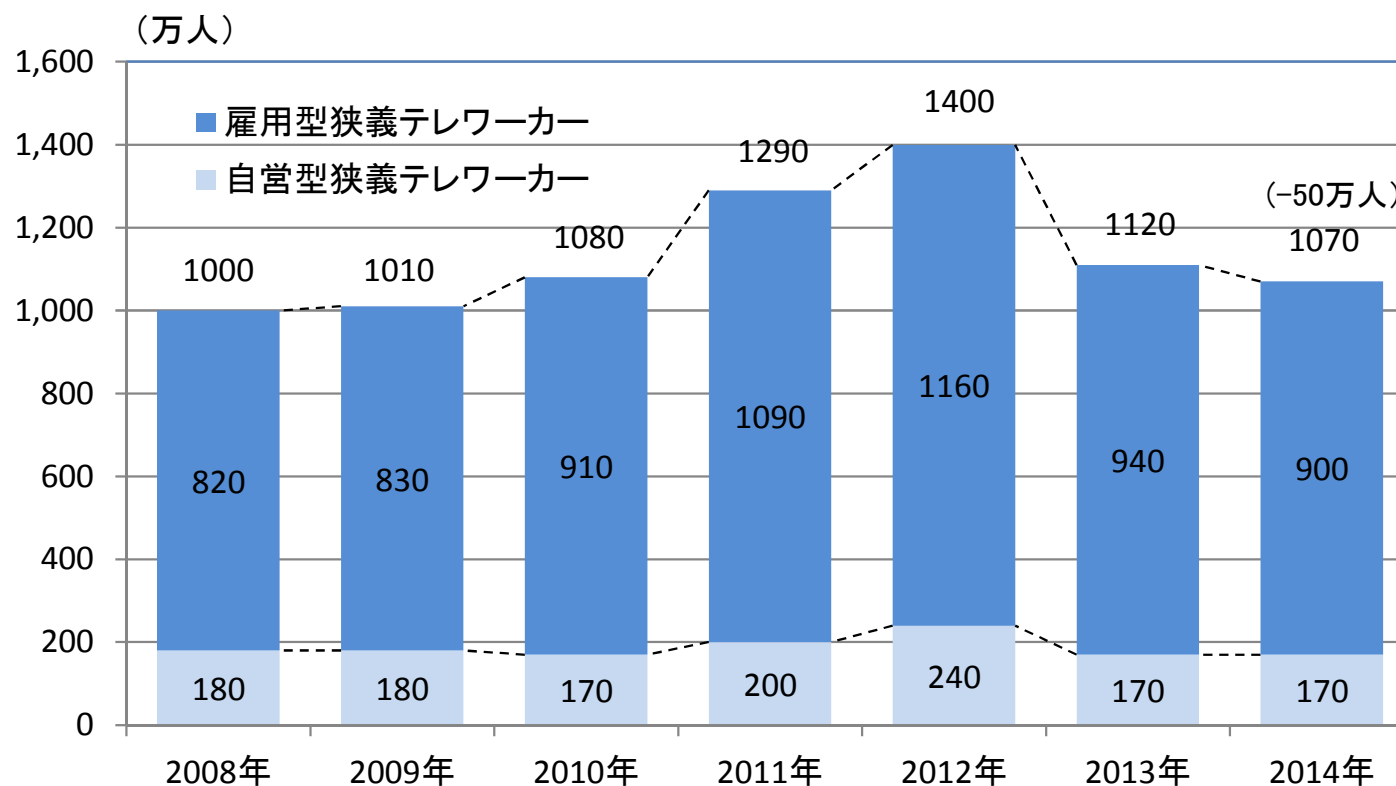


※ 雇用型のテレワーカー率は全雇用者、自営型のテレワーカー率は全自営業主それぞれに占めるテレワーカーの割合であり、これらをまとめた全体のテレワーカー率は、全就業者に占めるテレワーカーの割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー数・テレワーカー率

2) 狭義テレワーカー ①狭義テレワーカー数

○狭義テレワーカー数は2013年から約50万人減の約1070万人となっている。

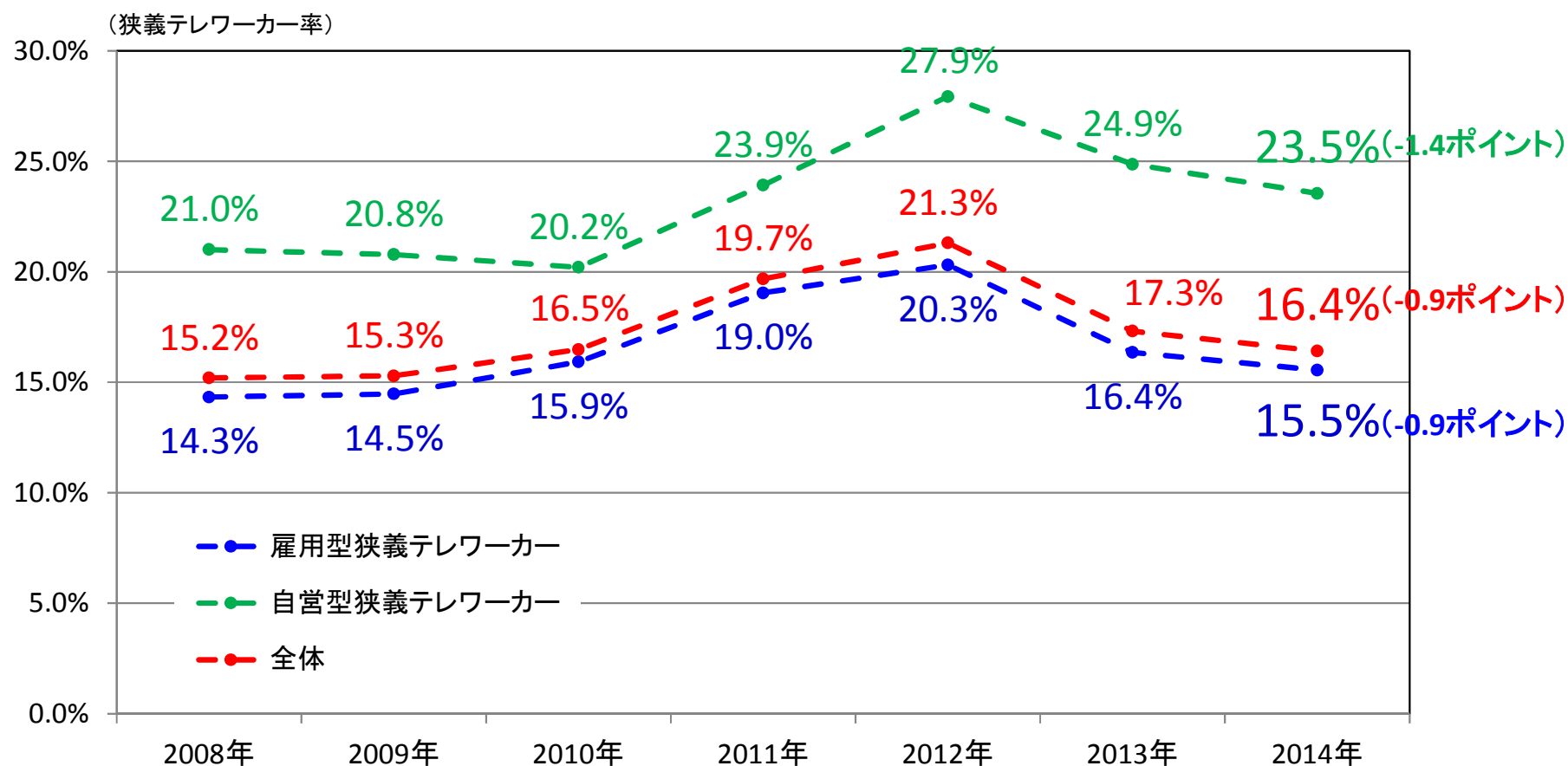


(注)・数字は10万人単位で丸めている。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー数・テレワーカー率

2) 狭義テレワーカー ②狭義テレワーカー率

- 狭義テレワーカー率は2013年から0.9ポイント減の16.4%となっている。
- 雇用型、自営型ともに減少した。

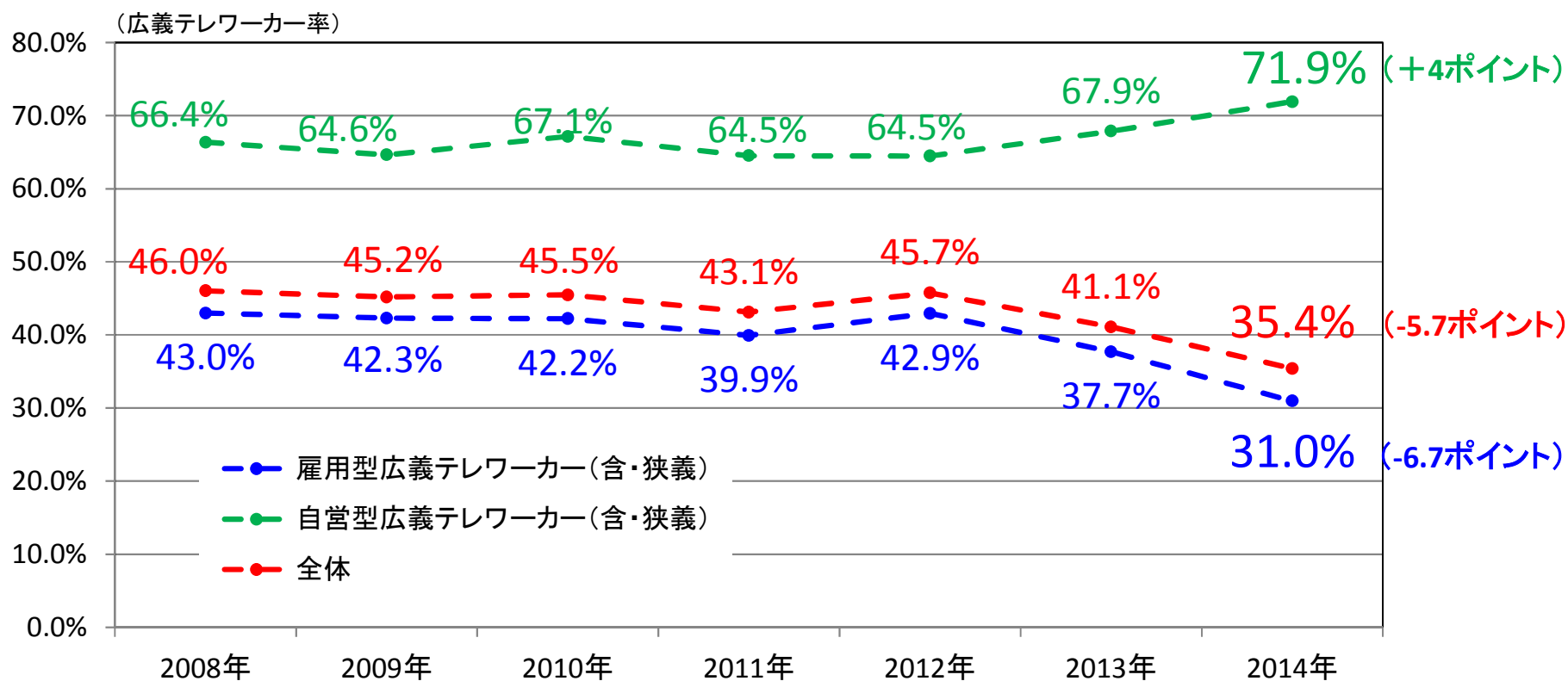


※ 雇用型のテレワーカー率は全雇用者、自営型のテレワーカー率は全自営業主それぞれに占めるテレワーカーの割合であり、これらをまとめた全体のテレワーカー率は、全就業者に占めるテレワーカーの割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー率・テレワーカー数

3) 広義テレワーカー率

- 広義テレワーカー率は2013年から5.7ポイント減の35.4%となっている。
- 雇用型は減少し、自営型は増加している。

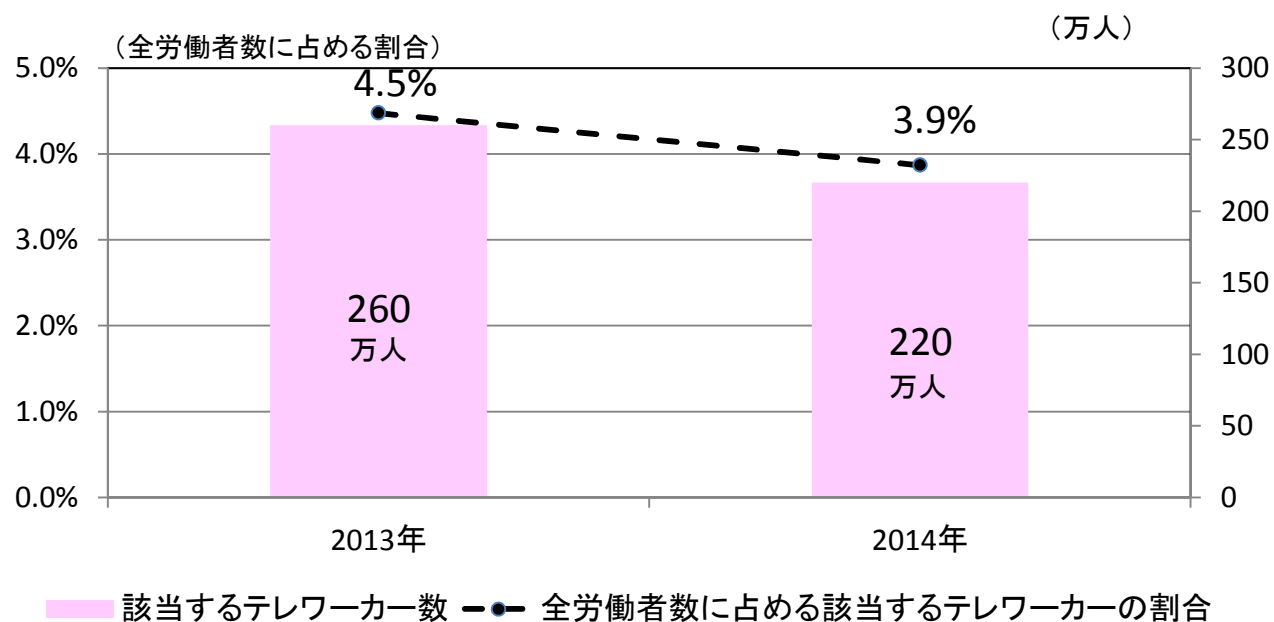


※ 雇用型のテレワーカー率は全雇用者、自営型のテレワーカー率は全自営業主それぞれに占めるテレワーカーの割合であり、これらをまとめた全体のテレワーカー率は、全就業者に占めるテレワーカーの割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー数・テレワーカー率

4) 週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数

○全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカーの割合は2013年から0.6ポイント減の3.9%となり、約40万人減の約220万人となっている。



○「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)において「週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数」を雇用形態の多様化とワークライフバランスの実現状況を計るKPIのひとつとして設定。

○本調査では、定義を以下のとおりとしている。

《定義》

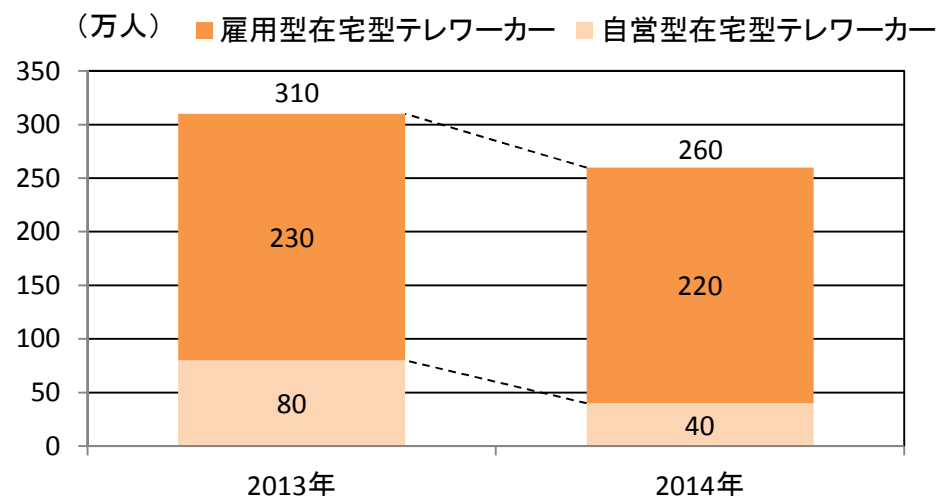
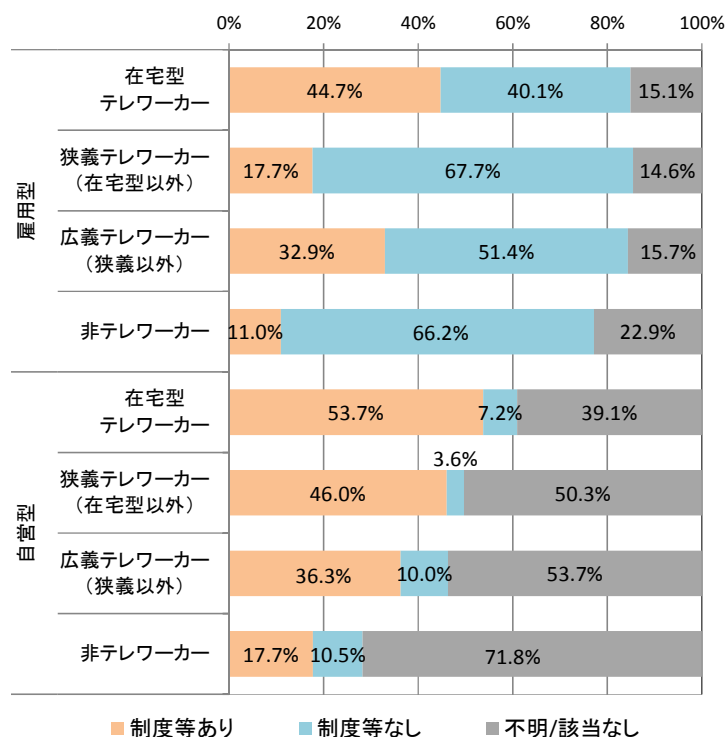
- ・週1日以上終日在宅勤務を行っている雇用者
- ・但し、週に5時間以上テレワークを実施している人のうち、自宅(自宅兼事務所を除く)でICTを利用できる環境において仕事を少しでも行っている(週1分以上)人

(注)・数字は10万人単位で丸めている。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー数・テレワーカー率

5) 勤務先に在宅勤務制度等がある在宅型テレワーカー数

- 勤務先において在宅勤務制度等がある在宅型テレワーカー数は、2013年から約50万人減の約260万人となっている。
- 勤務先において在宅勤務制度等がある雇用型在宅型テレワーカー数は、2013年からほぼ横ばいの約220万人となっている。



勤務先における在宅勤務制度等がある在宅型テレワーカー数

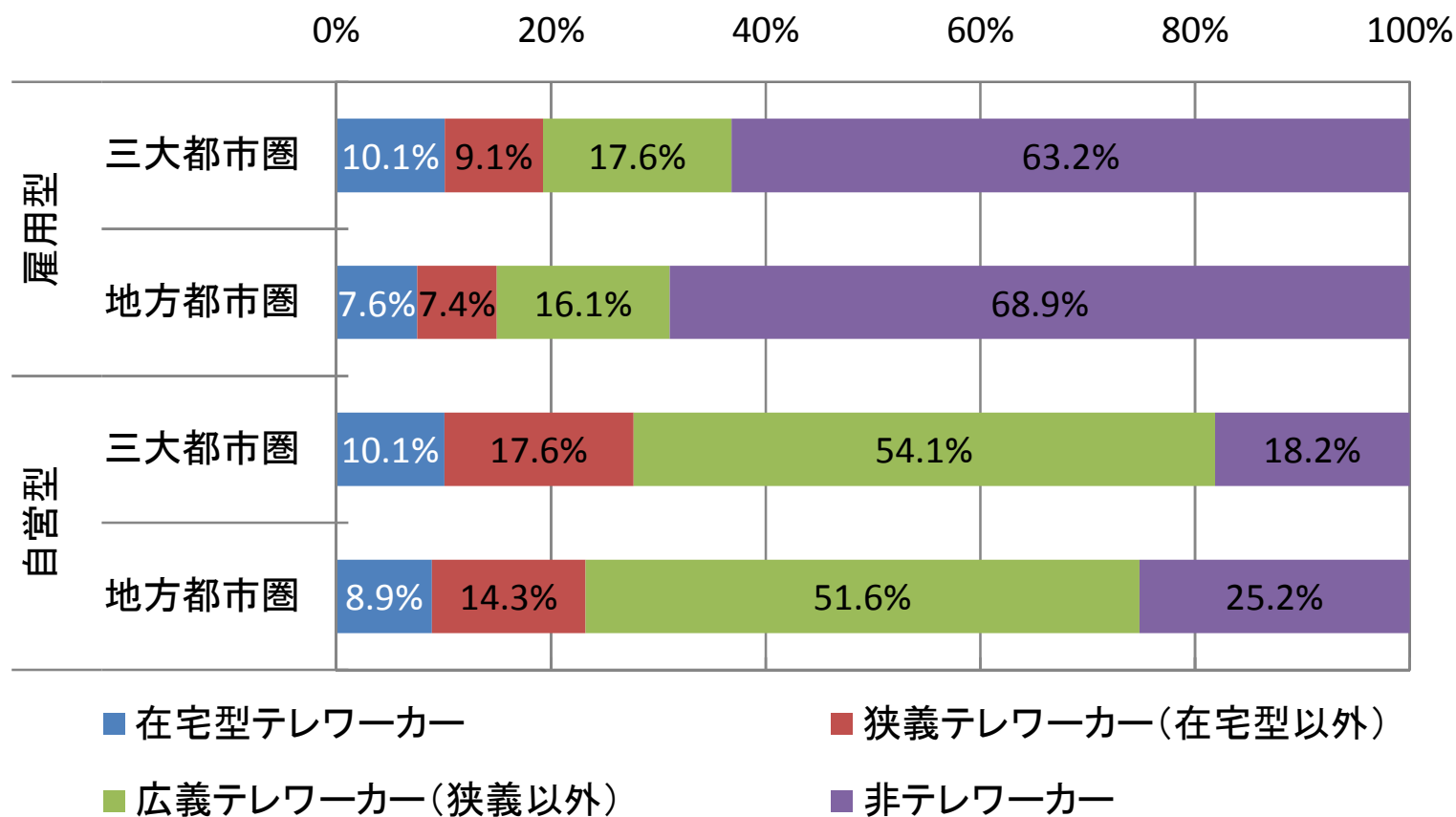
(注)・数字は10万人単位で丸めている。

(注)・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の各テレワーカー分類における制度の有無の割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

1)テレワーカーの属性(都市圏別)

○雇用型、自営型ともに、地方都市圏に比べ、三大都市圏の方が就業者に占めるテレワーカーの割合が高い。

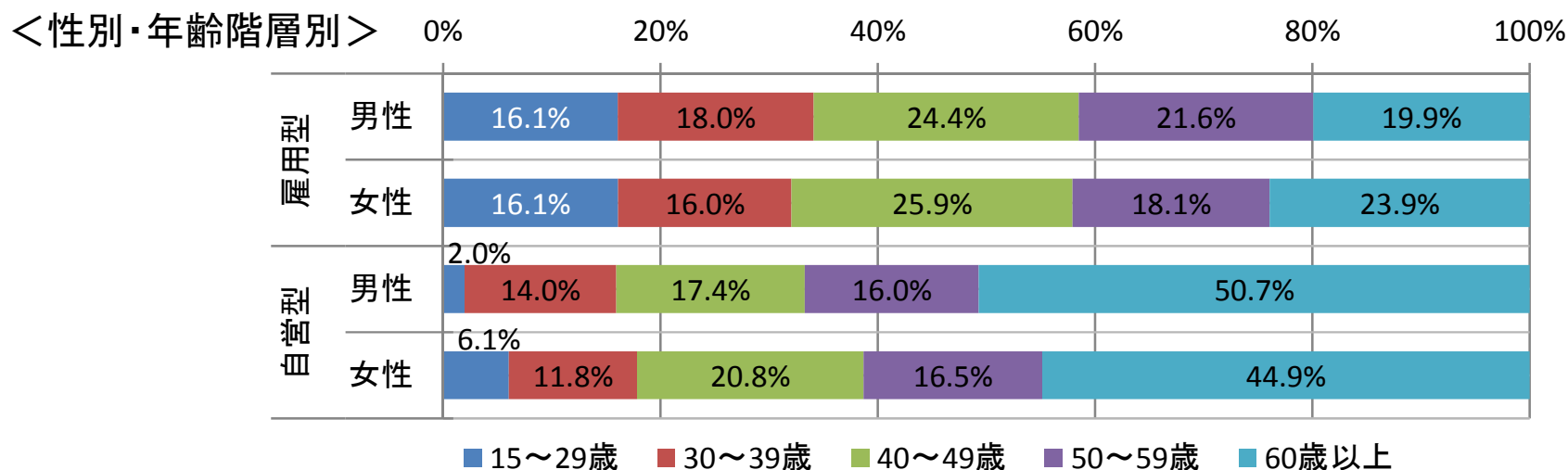


(注)・本調査における三大都市圏は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、京都府とし、それ以外の道県を地方都市圏としている。
 ・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の都市圏別、雇用型・自営型別のテレワーカー(在宅型、狭義、広義)及び非テレワーカーの割合である。

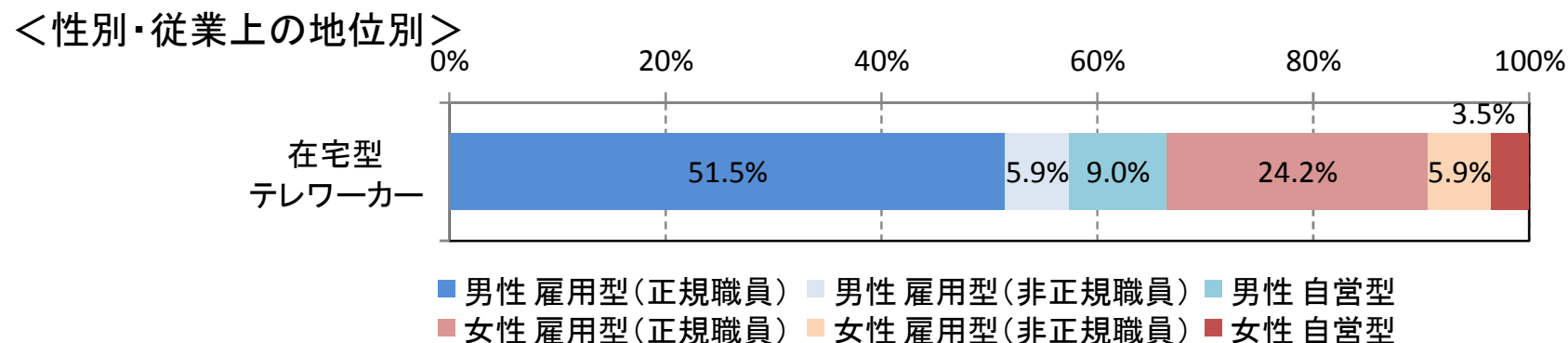
3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

2) 在宅型テレワーカーの属性(性別・年齢階層別、従業上の地位別)

- 年齢階層については、男性・女性で顕著な差はない。
- 在宅型テレワーカーは男性が6割以上を占めており、男性の雇用型(正規職員)は過半数を占める。



(注)・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の性別・年齢階層別、雇用型・自営型別の在宅型テレワーカーの割合である。

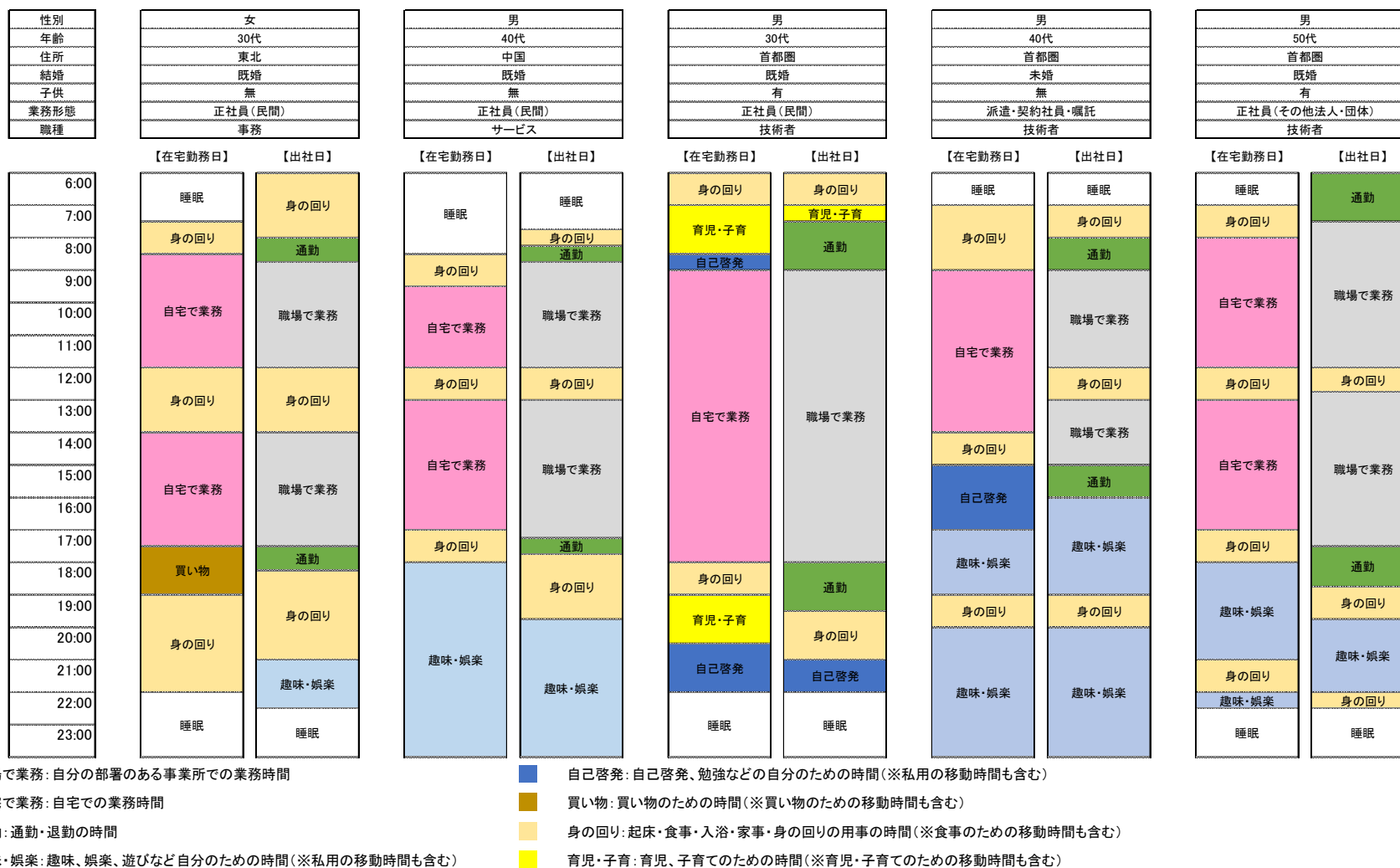


(注)・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の性別・従業上の地位別、雇用型・自営型別の在宅型テレワーカーの割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

3) ワークライフバランスの向上に資する働き方の事例

○終日在宅勤務日と出社日の生活行動を比較した結果、プライベートや育児・子育ての時間が増加しており、テレワークを活用することにより、ワークライフバランスの向上が図られる。



※「職場で業務」について、その途中において「身の回り」の記載がない人は休憩時間が含まれていると推測される。

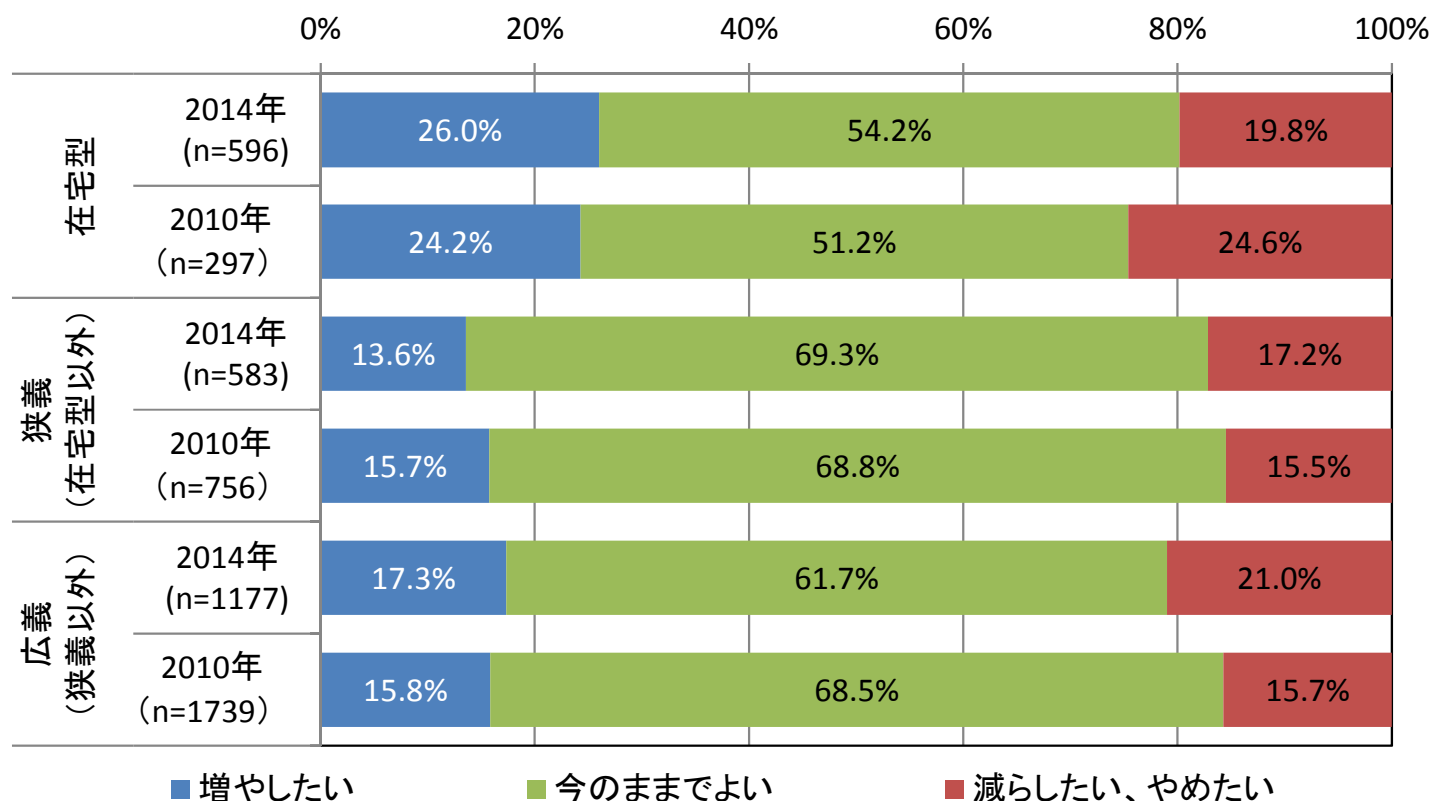
3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

4) 回答者のテレワーク時間の増減意向

①雇用型テレワーカーのテレワーク時間増減意向の経年変化

○雇用型テレワーカーは、2010年に比べ、「在宅型」の「減らしたい・やめたい」が減少し、「広義(狭義以外)」の「減らしたい・やめたい」が増加している。

<雇用型テレワーカー>



(注)・数値は実態調査に基づくサンプルベース。

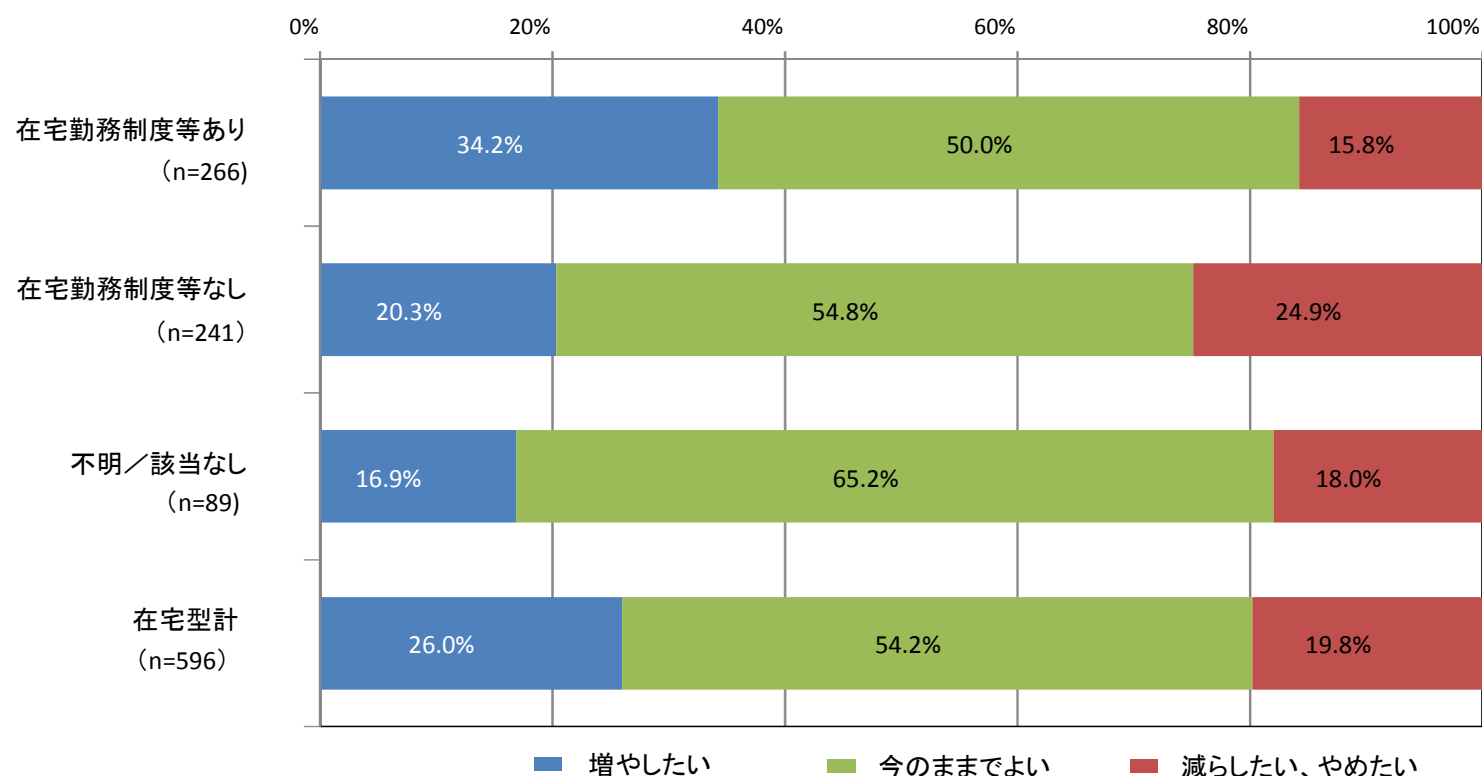
3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

4) 回答者のテレワーク時間の増減意向

②在宅勤務制度等有無別のテレワーク時間増減意向(雇用型在宅型テレワーカー)

○「在宅勤務制度等あり」の方が「増やしたい」意向が高い。

<雇用型在宅型テレワーカー>



(注)・数値は実態調査に基づくサンプルベース。

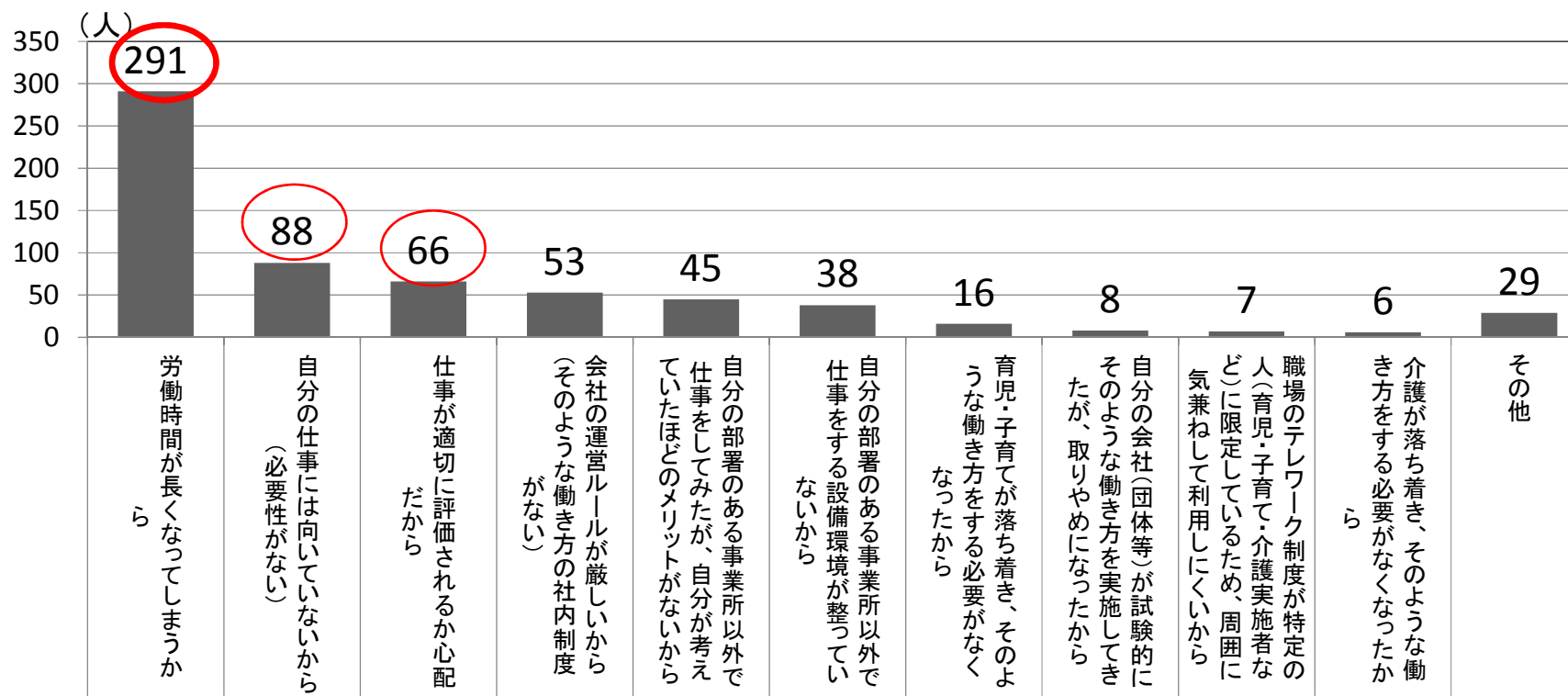
3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

4) 回答者のテレワーク時間の増減意向

③雇用型テレワーカーのテレワーク時間を減らしたい理由

○雇用型が減らしたい理由としては、「労働時間が長くなる」が最も多く、「自分の仕事に向いていない」、「仕事が適切に評価されるか心配」も多い。

<雇用型テレワーカー>



(注)・数値は実態調査に基づくサンプルベース。

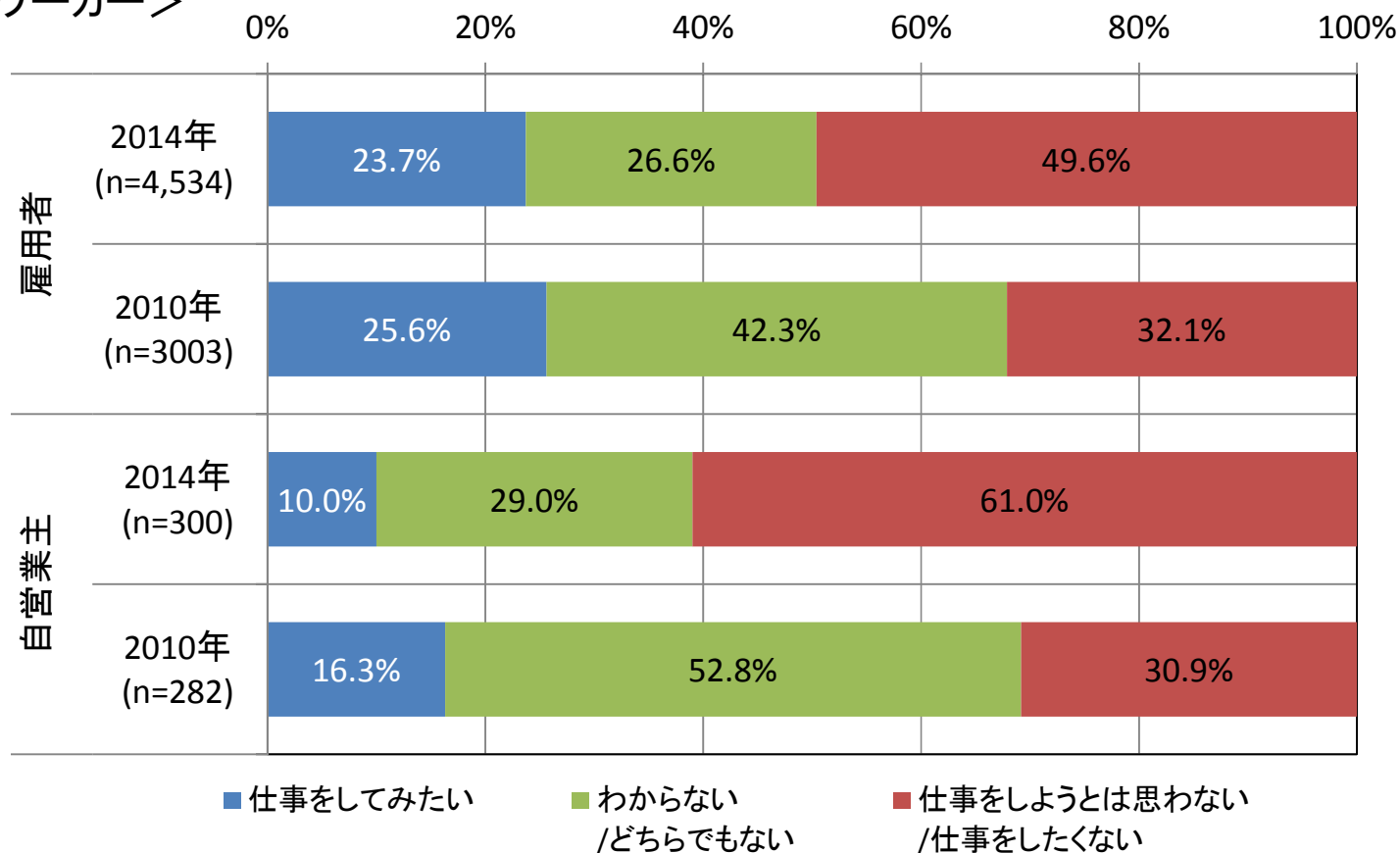
3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

4) 回答者のテレワーク時間の増減意向

④非テレワーカーのテレワークをしたくない人の経年変化

○2010年に比べ、雇用者、自営業主ともに「しようとは思わない(したくない)」人が増加している。

<非テレワーカー>



(注)・数値は実態調査に基づくサンプルベース。

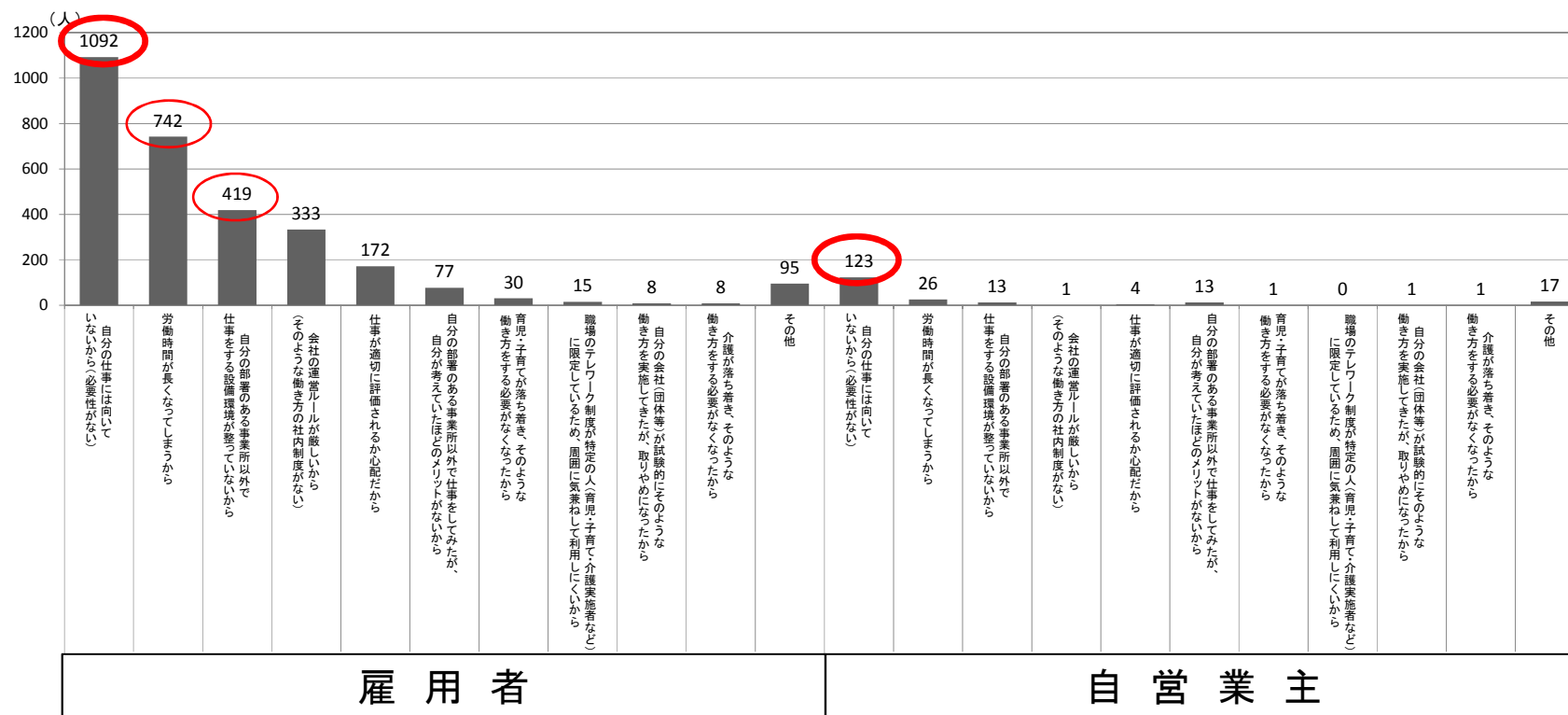
3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

5) 回答者のテレワーク時間の増減意向

⑤非テレワーカーのテレワークをしたくない理由

○雇用者・自営業主ともに「自分の仕事に向いていない」が最も多い。
 ○雇用者では、「労働時間が長くなる」、「(テレワークを活用した)仕事をする設備環境が整っていない」も多い。

<非テレワーカー>



(注)・数値は実態調査に基づくサンプルベース。